

授業特別協力者(ゲストスピーカー)報告書

テーマ : 日韓関係について ―私と東アジア、韓国―
授業特別協力者名 : 松井 貞夫 氏 (元釜山総領事、中央大学OB)
実施日時 : 2019年11月29日(金)1時限
担当教員名 : 清水 武則
授業科目名 : 国際関係論
実施場所 : 8304 教室
履修者数 : 560名

実施結果

大学時代に韓国語を受講し外務省に入省後は韓国・朝鮮問題専門家として活躍。在韓国日本大使館、済州島総領事、釜山総領事を務めたほか、在中国日本大使館、シカゴ総領事勤務の経験を有する松井氏は日本と韓国の外交の最前線で活躍した人物。中大時代の生活や思い出に触れた後、現在の日韓関係の問題について、経済・文化交流などがこれまでになく緊密になっている中での関係悪化は、状況が深刻と指摘。問題の所在に、1965年の日韓請求権協定の理解の食い違いがあり、日本が国際約束の問題としているのに対し、韓国大法院は協定の適用範囲を狭め歴史問題としていることを指摘。韓国大法院の判決の要旨を解説するとともに、日韓請求権協定の該当部分を解説。

結果として、現在韓国側からの賠償を求める法的な根拠はなく、司法権の判断によるものとして韓国政府は外交交渉にも応じないことも当該請求権協定に違反している旨説明。今回の講義では、日本ではあまり知られていない徴用工裁判における大法院判決にいたるまでの経緯が詳しく説明され、韓国側の事情を知ることができた。他方で、日韓がともに締約国である条約法ウィーン条約の、第26条の条約の順守義務、第27条の国内法を援用して条約不履行を行えないことなどにも言及し、国際法の基礎知識習得の機会になった。

今後の日韓関係については、結論を重視し事実関係を曖昧にする韓国人と事実関係を重視して結論を曖昧にする日本人の違いがあるが、日本人としての真摯な歴史の省察を行うことは日本にとって重要と結論した。